

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
訓 令		
○北海道公印規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課）		
1		
訓 令		
北海道訓令第 9 号		
本 庁 出 先 機 関		
北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		
平成21年 9 月 8 日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道公印規程の一部を改正する訓令		
北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。		
第 2 条第 1 号中「、その印を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい」を削り、同条第 3 号イを次のように改める。		
イ 知事の職務を代理する者（以下「知事職務代理者」という。）		
第 2 条第 3 号エからカまでを次のように改める。		
エ 本庁の部長		
オ 出納局長		
カ 本庁の局長（出納局長を除く。以下同じ。）		
第 2 条第 3 号に次のように加える。		
キ 本庁に置かれた室（課に置かれた室を除く。）の長		
ク 本庁の課長		
ケ 本庁のセンター長		
コ 出先機関の長		
サ 出先機関の部長		
シ 出先機関の課長		
ス 地方機関の長		
セ その他エからスまでに準ずる職		

第 2 条第 5 号ウ中「上級出先機関の庁印又は」を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「当該出先機関の庁印又は」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 本庁の課に備え置く出先機関の長の職印

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（公印の形式及び寸法）

第 3 条 公印の形式及び寸法は、別表の 1 の表から 5 の表までの第 1 欄に掲げる公印の種類に応じ、当該第 2 欄及び第 3 欄に定めるとおりとする。

第 4 条 削除

第 5 条中「又は前条」を削り、「よりがたい」を「より難しい」に、「これら」を「同条」に改める。

第 7 条第 1 項中「次の各号に掲げる公印の種類に応じ、それぞれ当該各号に」を「別表の 1 の表から 5 の表までの第 1 欄に掲げる公印の種類に応じ、当該第 4 欄」に改め、各号を削り、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、「出先機関の印又は」を削り、「長の印」を「長の職印」に改め、「「本庁の課長又は出先機関の長」とあるのは「出先機関の地方機関の長」と、」を削り、「「当該」を「、当該」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「前項」を「第 6 項」に改め、「上級出先機関の印又は」を削り、「長の印」を「長の職印」に改め、「「本庁の課長又は出先機関の長」とあるのは「下級出先機関の長」と、」を削り、「「当該」を「、当該」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「本庁の課長又は出先機関の長は、」を削り、「道印、知事印又は知事職務代理者印」を「道の庁印又は知事若しくは知事職務代理者の職印」に、「とき」を「者」に、「別記第 1 号様式」を「別記第 1 号様式の 2」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 前項の規定は、本庁の課長が特殊専用公印である出先機関の長の職印を作成し、又は改刻する場合について準用する。

第 7 条第 4 項中「出先機関の地方機関の長は、」を削り、「長の印」を「長の職印」に、「とき」を「者」に、「当該地方機関の名称を略称する文字」を「アラビア数字」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「下級出先機関の長は、」を削り、「長の印」を「長の職印」に、「とき」を「者」に、「当該下級出先機関の名称を略称する文字」を「アラビア数字」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「出先機関又は出先機関の地方機関の長は、」を削り、「知事印又は知事職務代理者印」を「知事又は知事職務代理者の職印」に、「とき」を「者」に、「当該機関の名称を略称する文字」を「アラビア数字」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 2 条第 3 号エからケまで及びサからセまでに掲げるいずれかの職名を刻印した公印（以下「非登録公印」という。）を作成し、又は改刻しようとする者は、あらかじめ、別記第 1 号様式の公印作成（改刻）承認申請書を法制文書課長に提出し、その承認を受けな

ければならない。

第8条第1項中「道印、知事印、知事職務代理者印、副知事印又は」を「道の庁印又は知事、知事職務代理者、副知事若しくは」に、「長の印」を「長の職印」に改める。

第17条の見出し中「保存」を「保存等」に改め、同条中「登録公印は、公印管理責任者が、永年保存する」を「公印は、登録公印にあっては使用しなくなった日から起算して10年間保存した後に、非登録公印にあっては速やかに、公印管理責任者が裁断又は焼却の方法により廃棄する」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第3条、第7条関係）

1 庁印（特殊専用公印である庁印を除く。）

公印の種類	公印の形式	公印の寸法 (ミリメートル)	公印を作成、改刻又は廃止をする者
道	北 海 道 印	方45	法制文書課長
出先機関	北 海 道 (出先機関) 印	方27	出先機関の長

2 職印（一般専用公印及び特殊専用公印である職印を除く。）

公印の種類	公印の形式	公印の寸法 (ミリメートル)	公印を作成、改刻又は廃止をする者
知事	北 海 道 知 事 印	方30	法制文書課長
知事職務代理者	北 海 道 知 事 職 務 代 理 者 印	方30	法制文書課長
副知事	北 海 道	方30	法制文書課長

	副 知 事 印		
本庁の部長	北 海 道 (何 々) 部 長 印	方27	代表課長
出納局長	北 海 道 出 納 局 長 印	方27	出納局総務課長
本庁の局長	北 海 道 (何々)部 局 長 印	方25	代表課長
本庁に置かれた室の長	北 海 道 (何々)部 (出納局) 室 長 印	方25	代表課長又は出納局総務課長
本庁の課長	北 海 道 (何々)部 (出納局) 課 長 印	方23	代表課長又は出納局総務課長
本庁のセンター長	北 海 道 (何々)部 (出納局) (何々) センター長印	方23	当該職にある者
出先機関の長	北 海 道 (出先機関) 長 印	方25	当該職にある者

出先機関の 部長	北 海 道 (出先機関) 部 長 印	方23	出先機関の長
出先機関の 課長	北 海 道 (出先機関) 課 長 印	方20	出先機関の長
地方機関の 長	北 海 道 (地方機関) 長 印	方20	当該職にある者
第2条第3 号セに掲げ る職	北 海 道 (何々) 長 印	第2条第3号セ に掲げる職と同 等の職印の寸法 に準じた寸法	当該職にある者

備考 2人以上の公印管理責任者が置かれている出先機関の長の職印であって、別に定める公印管理責任者以外の公印管理責任者が管理するものには、一般専用公印である職印の例により、アラビア数字を加えて彫刻するものとする。

3 一般専用公印である職印

公印の種類	公印の形式	公印の寸法 (ミリメートル)	公印を作成、改刻又は廃止をする者
知事	北 海 道 知 事 印 ○	方30	当該公印を備え置く出先機関又は出先機関の地方機関の長
知事職務代 理者	北 海 道 知 事 職 務 代理者印○	方30	当該公印を備え置く出先機関又は出先機関の地方機関の長
出先機関の 長	北 海 道 (出先機関)	方25	当該公印を備え置く下級出先機関又は出先機関の地方機関の長

	長 印 ○		
--	-------	--	--

備考 第2欄の○は、アラビア数字を彫刻するものとする。

4 特殊専用公印である庁印

公印の種類	公印の形式	公印の寸法 (ミリメートル)	公印を作成、改刻又は廃止をする者
道	北 海 道 印 ○ (専用する用途)	方45	当該公印を備え置く本庁の課又は出先機関の長

備考 第2欄の○は、アラビア数字を彫刻するものとする。

5 特殊専用公印である職印

公印の種類	公印の形式	公印の寸法 (ミリメートル)	公印を作成、改刻又は廃止をする者
知事	北 海 道 知 事 印 ○ (専用する用途)	方30	当該公印を備え置く本庁の課又は出先機関の長
知事職務代 理者	北 海 道 知 事 職 務 代理者印○ (専用する用途)	方30	当該公印を備え置く本庁の課又は出先機関の長
出先機関の 長	北 海 道 (出先機関) 長 印 ○ (専用する用途)	方25	当該公印を備え置く本庁の課又は出先機関若しくは下級出先機関若しくは出先機関の地方機関の長

備考 第2欄の○は、アラビア数字を彫刻するものとする。

別記第1号様式を別記第1号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記第1号様式（第7条関係）

	(記号) 第 号 年 月 日
--	-------------------

法制文書課長 様

職 名

公印作成（改刻）承認申請書

次のとおり公印を作成（改刻）したいので承認願います。

1 公印の種類

2 用途

3 理由

（日本工業規格 A 4）

別記第 4 号様式中

「 1 公印の種類

を

「 1 公印の種類

に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、平成21年10月1日から施行する。
（経過措置）
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の北海道公印規程（以下「改正前の訓令」という。）第8条の規定に基づき登録されている公印（以下「登録公印」という。）であって現に使用されているものについては、この訓令による改正後の北海道公印規程（以下「改正後の訓令」という。）に基づき作成されたものとみなす。
- この訓令の施行の際、現に改正前の訓令に基づき作成されている登録公印以外の公印については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正後の訓令の規定に基づいて改刻又は廃止をされるまでの間、使用することを妨げない。この場合において、改正後の訓令第7条第1項の規定の適用については、同項中「定める者」とあるのは、「定める者（本庁の局長、本庁に置かれた室の長、本庁の課長、本庁の所長、北海道立文書館長、出先機関の部長及び出先機関の課長（室長を含む。）の職印にあっては、当該職にある者）」とする。
- 改正後の訓令第17条の規定は、この訓令の施行前に使用しなくなった公印についても、適用する。
（北海道職員表彰規程の一部改正）
- 北海道職員表彰規程（昭和29年北海道訓令第61号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」及び「印」を削る。
（北海道事務決裁規程の一部改正）
- 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2の総務部人事局法制文書課の事項に次の1項を加える。

2 北海道立
文書館管理
規則（昭和
60年北海道
規 則 第45
号）の施行
に関する事
務

- 第9条の規定に基づき、利用に供しない文書館資料を決定すること。
- 第10条の規定に基づき、文書館資料の利用を制限すること。
- 第11条の規定に基づき、文書館資料の閲覧を承認すること。
- 第13条の規定に基づき、文書館資料の複写を承認すること。
- 第16条の規定に基づき、複写物の出版及び出版物等への掲載等を許可すること。

		(6) 第17条の規定に基づき、文書館資料の貸出しを許可すること。
--	--	-----------------------------------

(北海道職員服務規程の一部改正)

7 北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

（表面）

身 分 証 明 書	
No _____	
写 真 縦3センチメートル 横2.5センチメートル	ふりがな 氏 名 年 月 日生
上記の者は、北海道職員であることを証明します。	
年 月 日 北 海 道 知 事 印	

（裏面）

(1) 交付年月日 所 属 電話番号 職 交付責任者	(2) 異動年月日 所 属 電話番号 職 書換え責任者
(3) 異動年月日 所 属	(4) 異動年月日 所 属

電話番号 職	電話番号 職
書換え責任者	書換え責任者

縦 6センチメートル 横 9センチメートル

別記第7号様式及び別記第9号様式中「平成」及び「印」を削る。

（北海道職員服務規程の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正前の北海道職員服務規程第3条の規定に基づき交付された身分証明書は、前項の規定による改正後の北海道職員服務規程第3条の規定に基づき交付された身分証明書とみなす。

（北海道職員の育児休業等に関する規程及び北海道職員の自己啓発等休業に関する規程の一部改正）

9 次に掲げる訓令の規定中「印」を削る。

(1) 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）別記第1号様式及び別記第4号様式

(2) 北海道職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年北海道訓令第4号）別記第1号様式

（研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部改正）

10 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程（平成13年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

（北海道公用文作成規程の一部改正）

11 北海道公用文作成規程（昭和62年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「
別記の4の項第1号の事項中 北海道〇〇部長 × を 北海道〇〇部長×
」

に、「（〇〇課〇〇グループ）」を「（〇〇局〇〇課〇〇グループ）」に、同号注4の事項中「中央右寄りから書き出し、発信者名の終わりの文字に半字分掛けて公印を押印した後」を「終わりを」に改める。

（北海道文書管理規程の一部改正）

12 北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「含む。」の次に「第30条第1項において同じ。」を加える。

第30条第1項を次のように改める。

施行文書のうち送付を要するものであって次に掲げるもの（以下「要押印文書」という。）以外のものについては、公印を押さないものとする。 (1) 法令の規定により公印を押さなければならないもの (2) 知事又は権限を有する者がその権限を行使するため施行するもの (3) 不服申立てに関するもの (4) その他公印を押さざるを得ない特別な事情があると認められるもの 第30条第 2 項中「施行文書（軽易な文書を除く。）」を「要押印文書」に改める。 （北海道文書管理規程の一部改正に伴う経過措置） 13 前項の規定による改正後の北海道文書管理規程第26条第 1 項及び第30条第 1 項の規定は、北海道文書管理規程の一部を改正する訓令（平成15年北海道訓令第24号）附則第 4 項の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に出先機関に置かれる課（課に相当する組織を含む。）又は課を置かない出先機関で、総合文書管理システムを利用し難い事由のあるものについて、適用する。	
---	--